ロ　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ　別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。

13　ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による送迎を行った場合は、個別送迎体制強化加算として、１日につき210単位を所定単位数に加算する。

14　ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による入浴介助を行った場合は、入浴介助体制強化加算として、１日につき60単位を所定単位数に加算する。

15　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は、算定しない。

16　指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、１日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

17　利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

ヘ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(I)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(II)は算定しない。

(1)　サービス提供体制強化加算(I)イ　18単位

(2)　サービス提供体制強化加算(I)ロ　12単位

(3)　サービス提供体制強化加算(II)　６単位

(4)　サービス提供体制強化加算(III)　６単位

ト　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(II)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(III)　(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4)　介護職員処遇改善加算(IV)　(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表の３のイ及びロの注１中「(看護師又は準看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項の注６中「(介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。)」を削る。

○厚生労働省告示第百三十一号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第五号イ中「小規模型通所介護費」を「通常規模型通所介護費」に改め、同号イ(1)中「三百人」を「七百五十人」に改め、同号ロ中「通常規模型通所介護費」を「大規模型通所介護費(I)」に改め、同号ロ(1)中「七百五十人」を「九百人」に改め、同号ハ中「大規模型通所介護費(I)」を「大規模型通所介護費(II)」に改め、同号ハ(1)中「事業所であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の」を削り、同号ホ及びヘを削る。

第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二　指定地域密着型通所介護の施設基準

イ　地域密着型通所介護費を算定すべき指定地域密着型通所介護の施設基準

(1)　指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）であること。

(2)　指定地域密着型サービス基準第二十条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ　療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1)　指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十条第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）であること。

(2)　指定地域密着型サービス基準第四十条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

○厚生労働省告示第百三十二号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに八通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号イ中「小規模型通所介護費」を削り、同号ロを削り、同号ハ中「小規模型通所介護費」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第五号の次に次の一号を加える。

五の二　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法

イ　指定地域密着型通所介護の月平均の利用者の数（指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定若しくは第一号通所事業（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三十条第一項第三号に規定する第一号通所事業をいう。この号において同じ。）の